盛岡市監査委員告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項，第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成27年11月4日

盛岡市監査委員　工　藤　由　春
同　菊　池　秀　一
同　佐　藤　敬　三
同　八木橋　美　紀

第1　監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は市民部及び農林部である。うち，次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
市民部 市民登録課，健康保険課，消費生活センター，少年センター	平成27年9月3日から同年9月16日まで
スポーツ推進課	平成27年9月17日から同年9月18日まで
繋支所	平成27年9月14日
飯岡出張所，飯岡体育館	平成27年9月　4日
農林部 農政課	平成27年9月7日から同年9月11日まで
飯岡農業構造改善センター	平成27年9月4日

第2　監査の範囲

平成26年度の事務の執行。

第３　監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 27 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第４　監査の結果

事務の執行は，関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが，各課等の一部の事務処理について，別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお，監査の執行過程において，各課等の担当職員等に対し，その旨指示したところであるが，所管する業務に対する認識を深められ，事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別　紙

Ⅰ　市民部

健康保険課

【注意事項】

1　支出負担行為の決裁に当たり，代決権者の代決を得ていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

2　備品の管理に当たり，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

(1) 備品台帳に記載があるが，所在不明となっているもの

(2) 備品台帳に記載のない備品

飯岡出張所

【指摘事項】

1　印鑑登録証明手数料の取扱事務に当たり，納入通知書（兼領収証書）に指定金融機関の領収日付印の押印が行われていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

スポーツ推進課

【指摘事項】

1　行政財産の使用料の算定に当たり，端数処理に不適正な事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

2　学校施設開放の使用料の徴収に当たり，許可の際に使用料を徴収していない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

3　行政財産の使用の許可に当たり，総務部長の合議を得ていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

Ⅱ　農林部

農政課

【指摘事項】

1　業務委託の単価契約に当たり，決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

2　物品購入契約事務に係る見積書の徴取に当たり，無効とすべき見積書を有効とし

て取り扱っている事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

1　補助金の交付に当たり，交付対象が重複している複数の要綱等が見られたので，当該要綱等を見直すなど，適正な事務の執行を求める。

飯岡農業構造改善センター

【指摘事項】

1　公の施設の使用料の徴収に当たり，許可の際に使用料を徴収していない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。